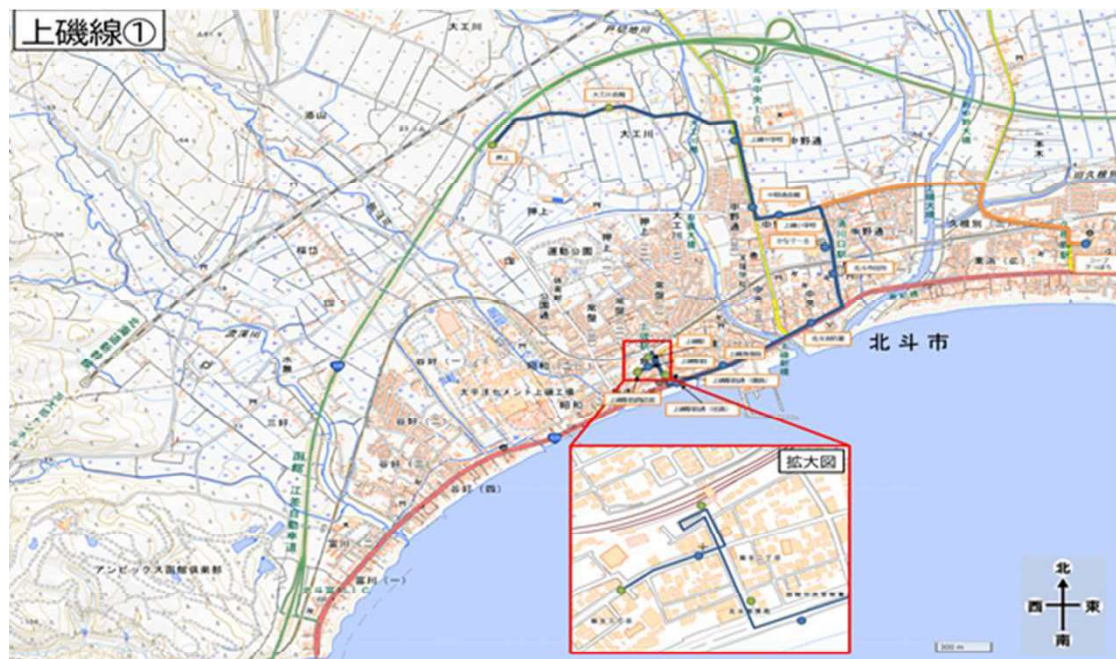


# (3) 巡回ワゴン路線延長に伴う運賃設定について

## 1. 延長路線について

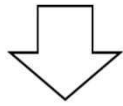
- ・利便性向上のため茂辺地・石別線及び上磯線①・②の路線にコープさっぽろまでの路線を延長



## 2. 運賃について

### ○現在

- ・ 各路線定額300円
- ・ 茂辺地・石別地区内での乗り降りは定額200円



これまでの運賃と変更なし

### ○路線延長後

- ・ 各路線定額300円
- ・ 茂辺地・石別地区内での乗り降りは定額200円

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に  
掲げる協議が整っていることの証明書

令和7年6月17日に開催された北斗市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に規定する協議会）において、下記事項に関し、協議が整ったことを証明する。

記

1. 協議が整っている路線又は営業区域

一般乗合（石別地区）（三ツ石全域、当別全域）

茂辺地・石別線（三ツ石、当別、茂辺地、矢不來、富川、谷好、昭和、飯生、中央、久根別地区）

上磯線①（押上、大工川、中野通、中央、飯生、久根別地区）

上磯線②（三好、水無、桜岱、添山、昭和、飯生、中央、久根別地区）

大野線①（稲里、白川、本町地区）

大野線②（市渡、本郷、向野、本町地区）

大野線③（開発、東前、本町地区）

2. 協議が整っている運行系統又は運送の区間

定時定路線運行とし、運行系統は以下のとおりとする（詳細は運行系統図のとおり。）。

(1) 茂辺地・石別 起点……ゆうあい入口 終点……コープさっぽろ

(2) 上磯線① 起点……押上 終点……上磯駅前商店街

(3) 上磯線② 起点……三好会館 終点……コープさっぽろ

(4) 大野線① 起点……稲里 終点……せせらぎ温泉

(5) 大野線② 起点……長橋 終点……総合分庁舎前

(6) 大野線③ 起点……東開発 終点……総合分庁舎前

3. 協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

(1) 茂辺地・石別線 定額300円

ただし、茂辺地・石別地区内での乗降は、定額200円。

(2) 上磯線①・② 定額300円

(3) 大野線①～③ 定額300円

回数券 3,000円で3,300円分の回数券を発行する。

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

適用期間 令和7年10月1日から

運行日 土・日・祝日・年末年始（12月30日から1月3日まで）を除き運行。

運行時間 別紙運行計画書のとおり

運行便数 茂辺地・石別線 1日2便（2往復）

上磯線①・② 1日1便（1往復）

大野線①～③ 1日1便（1往復）

運行事業者 株式会社新星ハイヤー

運行車両 乗車定員11人未満の車両の使用及び他の旅客自動車運送事業と車両の  
併用を認める

令和7年6月 日

北斗市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会  
会長